

防衛監察本部達第5号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条の規定に基づき、防衛監察本部の身分証明書の取扱いに関する達を次のように定める。

平成21年5月28日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部の身分証明書の取扱いに関する達

改正 令和2年12月25日防衛監察本部達第5号

最終改正 令和5年9月27日防衛監察本部達第77号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 身分証明書等（第5条－第12条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛監察本部における身分証明書の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者等)

第2条 防衛監察本部の職員（以下「職員」という。）

で自衛官以外の職員（以下「事務官等」という。）に  
身分証明書又は臨時の身分証明書（以下「身分証明書  
等」という。）を交付する。

(携行及び使用の心得等)

第3条 職員は、職務に従事する場合には、常に身分証  
明書等を携行するものとし、職員としての身分を明ら  
かにする必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第4条 職員は、身分証明書等を亡失しないよう細心の  
注意をはらうものとする。

2 職員は、身分証明書等を不正に使用し、又は他人に  
譲渡、貸与若しくは改ざんしてはならない。

## 第2章 身分証明書等

(交付者)

第5条 身分証明書等の交付は、総務課長（以下「交付  
者」という。）が行う。

(様式及び規格)

第6条 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「訓令」という。)第3条第30号の規定によるマスキングカードの様式は「マイナンバーカードを活用した身分証明書について(通知)」(防人計第11851号。令和5年6月1日。以下「マイナンバー身分証明書通知」という。)の別紙第1のとおりとする。

2 訓令第23条第7項の規定による臨時の身分証明書の様式は、マイナンバー身分証明書通知の別紙第2のとおりとする。

(交付の時期)

第7条 身分証明書等の交付の時期は、事務官等として採用されたとき、身分証明書を交付されていない者が事務官等として転入したとき、事務官等が個人番号カード(訓令第3条第28号に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を取得若しくは更新したとき、又は臨時の身分証明書の有効期限を経過したときとす

る。

- 2 訓令第23条第7項に該当する場合は、臨時身分証明書を発行するものとし、その有効期限は、発行の日から起算して6月とする。

(交付手続)

第8条 交付者は、身分証明書等の交付を行う場合には、身分証明書等交付台帳（別記様式第1）に必要事項を記載するものとする。

- 2 事務官等は、身分証明書等の交付に際して、個人番号カードを交付者に提供するものとし、提供を受けた交付者は、訓令第23条第4項に基づき交付を行う。

- 3 防衛監察本部以外で交付された身分証明書（有効期限内のものに限る。）を有する者が事務官等として転入した場合、当該職員は個人番号カードを交付者に提供するものとし、提供を受けた交付者は、訓令第23条第2項に基づき交付を行う。

(再交付)

第9条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、速

やかに再交付申請書（別記様式第2）を提出し、交付者に再交付を申請しなければならない。ただし、当該再交付申請が身分証明書等の亡失による場合には、併せて亡失報告書（別記様式第3）を提出するものとする。

（1） 表面記載事項に変更が生じたとき

（2） き損又は著しく汚損し使用に耐えないとき

（3） 亡失したとき

（4） その他交付者が必要と認めた場合

2 前条第1項の規定は、前項の場合（ただし書を除く。）について準用する。

（記録）

第10条 交付者は、身分証明書等の交付等に際しては、身分証明書等交付台帳により交付又は返納時の状況を明らかにしておくものとする。

（返納）

第11条 事務官等は、退職又は新たに身分証明書等を交付された場合は、直ちにマスキングカード及びカー

ドケース又は臨時の身分証明書（以下「マスキングカード等」という。）を交付者に返納しなければならない。また、交付者へ身分証明機能を付与された個人番号カードを直ちに提供しなければならない。

2 防衛監察監は、前項により提供された個人番号カードの身分証明機能を無効化し、直ちに当該個人番号カードを交付者を通じて事務官等に返還するものとする。

3 第9条の規定により再交付を受けた事務官等は、直ちに再交付前のマスキングカード等を交付者に返納しなければならない。ただし、身分証明書等の亡失に伴う再交付を受けた事務官等については、亡失した身分証明書等が発見されたときに、速やかに当該身分証明書等に発見報告書（別紙様式第4）を添えて交付者に報告しなければならない。

（返納後の処置）

第12条 交付者は、マスキングカード等の返納を受けた場合は、身分証明書等交付台帳に必要事項を記載の上、これを破棄するものとする。

## 附 則

1 防衛監察本部の身分証明書及び防衛省職員記章の取扱いに関する達（平成21年防衛監察本部達第3号）は、廃止する。

2 この達は、平成2月28日から施行する。

## 附 則（令和2年12月2日達第5号）

この達は、令和2年12月25日から施行する。

## 附 則（令和5年9月27日防衛監察本部達第77号）

1 この達は、令和5年9月27日から施行する。

2 この達による改正後の防衛監察本部の身分証明書の取扱いに関する達の規定は、令和5年8月31日から適用する。

3 この達による改正前の身分証明書（以下「旧身分証明書」という。）は、当該身分証明書の有効期限が到来する日又はこの達による改正後の身分証明書が発行された日のいずれか早い日までの間、使用できるものとする。

4 旧身分証明書の返納要領については、なお、従前の

例による。





別記様式第2

年 月 日

総 務 課 長 殿

所 属

官 職

氏 名

再 交 付 申 請 書

私は下記の理由により、身分証明書の再交付をお願いいたします。  
臨時身分証明書

記

理 由 :

年 月 日

総 務 課 長 殿

所 属

官 職

氏 名

亡 失 報 告 書

私は下記のとおり、身分証明書を亡失しましたので報告いたします。  
臨時身分証明書

記

1 番 号 :

2 亡失の日時 :

3 亡失の場所 :

4 亡失の状況 :

年 月 日

総 務 課 長 殿

所 属

官 職

氏 名

発 見 報 告 書

私は下記のとおり、身分証明書を発見したので報告いたします。  
臨時身分証明書

記

1 番 号 :

2 発見の日時 :

3 発見の場所 :

4 発見の状況 :